

平成 23 年 8 月 26 日
消費者委員会

「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」の実施状況報告に関するヒアリング項目

建議事項（平成 23 年 5 月 13 日）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 23 年 8 月）	ヒアリング項目
<p>（建議事項①）</p> <p>国土交通省は、例えば、以下のような措置を講ずることにより、都道府県の宅建業法所管部局が悪質な勧誘を行う事業者の情報を的確に把握できるように体制を整備すること。</p>		
<p>（1）国土交通省は、相談件数が多く、悪質な勧誘を行っていると思われる事業者について、その名称、住所、悪質な勧誘行為の態様に係る情報を整理した上で、直ちに関係する地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は都道府県の宅建業法所管部局に提供し、当該事業者に対する調査等の厳正化について要請等を行うこと。</p>	<p>【国土交通省の実施状況】</p> <p>本建議を踏まえ、国土交通省の各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、「宅建業法」という。）所管部局に対し、平成23年5月20日付けで文書を発出し、悪質な勧誘事案について厳正な対処を要請した。また、都道府県に対しても同日付けで同趣旨の文書を発出し、国土交通省としての今後の対処方針を伝え協力要請を行ったところである。</p> <p>平成23年7月22日には、平成23年4月から6月までの期間、P I O-N E T に登録されている相談情報のうち購入契約先の事業者名等が明らかになっているものについて、住所又は電話番号等から宅地建物取引業免許を特定する作業を行い、当該宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」という。）に係る情報を整理（計67社）した上で、当該業者の免許行政庁である地方整備局等及び都道府県に提供するとともに、地方整備局等に対しては、当該情報について宅建業法に基づき事実関係の確認等を行うよう指示等を行ったところである。</p> <p>また、国土交通省のホットラインステーションに宅建業者の違反疑義情報が寄せられた場合には、その都度、当該業者の免許行政庁に情報提供を行っているところであるが、平成23年5月以降においては、当該業者に係るP I O-N E T の関連情報も付加することとしたところである。</p>	<p>●平成 23 年 5 月 20 日付文書で行った協力要請の概要につき、ご説明願います。（国土交通省）</p> <p>●平成 23 年 7 月 22 日付文書で行った情報提供・指示等の概要につき、ご説明願います。（国土交通省）</p> <p>●今後の P I O-N E T 情報の提供の予定についてご説明願います。（国土交通省）</p>
<p>（2）国土交通省は、都道府県及び地方整備局等で行った行政処分及び行政指導の情報を集約し、これを各都道府県及び地方整備局等の宅建業法所管部局に提供すること。</p>	<p>【国土交通省の実施状況】</p> <p>悪質な勧誘に係る行政処分等の情報共有を徹底するため、国土交通省及び都道府県の宅建業法所管部局が宅建業者等に対して行政処分、行政指導等を行った場合の情報共有の体制を整え、平成23年7月13日付文書により各免許行政庁に通知し、運用を開始した。</p> <p>今後、当該体制に基づき、免許行政庁が行った行政処分、行政指導等の実績について、国土交通省本省でとりまとめ、地方整備局等及び都道府県の宅建業法所管部局に対して提供することにより、悪質な勧誘を行う事業者に関する情報の共有を図るとともに、今後の指導・監督等に活用することとしている。</p>	<p>●平成 23 年 7 月 13 日付文書で通知した情報共有体制の概要につき、ご説明願います。（国土交通省）</p>

建議事項（平成 23 年 5 月 13 日）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 23 年 8 月）	ヒアリング項目
<p>（建議事項②）</p> <p>消費者庁は、特商法の規定に基づき行う電話勧誘販売・訪問販売事業者に対する立入検査、証拠収集、事実認定等の実施方法に係る関係資料等を提供し、国土交通省は、当該関係資料等に基づき、マンションの電話勧誘販売及び訪問販売を行う事業者に対する指導監督の実施方法を整理し、地方整備局等及び都道府県による調査・処分の厳正化について要請等を行うこと。</p>	<p>【国土交通省の実施状況】</p> <p>消費者庁より、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下、「特商法」という。）に基づく立入検査等の関係資料の提供を受けたところであり、今後、消費者庁が主催する特商法に関する「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」への国土交通省本省の担当者の参加等も行った上で、宅建業法に基づく立入検査等、指導監督の実施方法等の整理について検討を進めることとしている。</p> <p>（※調査・処分の厳正化については、1（1）参照）</p> <p>また、平成23年6月、消費者庁主催の「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（初任者研修）」に国土交通省本省及び悪質勧誘の多い地方整備局並びに都道府県の宅建業法所管部局の担当職員（以下、「担当職員」という。）が参加した。</p> <p>さらに、平成23年9月に実施される上記「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」についても、地方整備局等及び都道府県の宅建業法所管部局担当職員の参加を予定しているところである。</p> <p>【消費者庁の実施状況】</p> <p>消費者庁より、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）に基づく立入検査等の関係資料を提供した。</p> <p>また、地方公共団体職員及び地方支分部局職員等に対し、平成23年6月に消費者庁が実施した、「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（初任者研修）」のうち、特商法に関する研修に、国土交通省本省及び悪質勧誘の多い地方整備局並びに都道府県の宅建業法担当職員が参加した。</p> <p>さらに、平成23年9月に実施される「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」についても、国土交通省本省及び地方整備局並びに都道府県の宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）所管部局担当職員の参加を予定しているところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●研修に参加する担当職員の決定に係る条件（例えば「PIO-NET相談件数上位〇位以内の都道府県の担当職員」等）についてご説明願います。（国土交通省） ●本年9月以降の担当職員に対する研修実施の方針（消費者庁実施の研修への参加を継続する、又は国土交通省独自に研修を実施する等）について、ご説明願います。（国土交通省） ●本件に関する、現時点における事業者への立入検査の実施状況についてご説明願います。（国土交通省）

建議事項（平成 23 年 5 月 13 日）	実施状況報告（国土交通省・消費者庁）（平成 23 年 8 月）	ヒアリング項目
<p>（建議事項③）</p> <p>関係省庁（国土交通省及び消費者庁）は、上記閣議決定、都道府県等からの法制上の対応に係る意見を踏まえ、規制の実効性確保を図る観点から、①再勧誘の禁止、②長時間・夜間勧誘等の禁止、③威迫行為に対する罰則強化、④勧誘時における販売目的・業者名の告知、⑤クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等の措置を講ずることについて検討すること。</p>	<p>【国土交通省の実施状況】</p> <p>平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」及び本建議を踏まえ、悪質勧誘にかかる実態を把握する観点から、平成17年度以降P I O - N E T に登録されている相談情報（約2万5千件）の調査・分析を実施した。</p> <p>当該調査・分析等の結果を踏まえ、勧誘に係る禁止行為を規定している宅地建物取引業法施行規則（以下、「施行規則」という。）第16条の2の見直しを行うこととし、①宅建業者の名称、勧誘目的の明示の義務化、②再勧誘の禁止、③迷惑な時間帯の電話・訪問勧誘の禁止、④深夜勧誘により困惑させる行為の禁止、を明確化するための改正案を作成し、平成23年7月22日、国土交通省社会資本整備審議会産業分科会不動産部会において審議を行った。</p> <p>当該施行規則改正案については、平成23年7月26日からパブリックコメントを開始したところであり、今後、8月下旬の公布、10月上旬の施行を予定している。</p> <p>【消費者庁の実施状況】</p> <p>平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」及び本建議を踏まえ、悪質勧誘にかかる実態を把握する観点から、国土交通省にて平成17年度以降、PIO-NET に登録されている相談情報について調査・分析を実施した。</p> <p>その結果を踏まえ、勧誘に係る禁止行為を規定している宅建業法施行規則（消費者庁共管）第16条の2を改正することとし、①宅建業者の名称、勧誘目的の明示の義務化、②再勧誘の禁止、③迷惑な時間帯の電話・訪問勧誘の禁止、④深夜勧誘により困惑させる行為の禁止、を明確化する改正案を作成した。</p> <p>当該施行規則改正案については、平成23年7月26日よりパブリック・コメントを実施しているところであり、今後8月下旬の公布、10月上旬の施行を予定している。</p>	<p>●施行規則第16条の12の改正案につき、規定ぶりとその考え方についてご説明願います。また、「迷惑な時間帯」の明示（午後9時から午前8時等）を避けた理由や、威迫行為に対する罰則強化、クーリングオフの適用除外、及び不実告知等に対する取消権（建議枠外・理由に記載）についての検討状況についてもご説明願います。（国土交通省・消費者庁）</p>

委員間打合せ 開催実績（平成22年9月～平成23年8月）

※委員間打合せでは、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁や有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行っている。（毎回2時間程度）

	日付	主な内容
平成22年		
第49回	9月3日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにやく入りゼリー事故について ・今後の予定について
第50回	9月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会の活動について
第51回	9月14日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員間打ち合わせについて ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・委員会で取りあげるべき課題について
第52回	9月17日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示に関する検討について ・委員間打ち合わせについて ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・決済代行業について
第53回	10月1日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価作業の取り組みについて ・決済代行業に関する今後の進め方について
第54回	10月5日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示について ・健康食品の表示に関する検討について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第55回	10月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・決済代行業について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・公益通報者保護専門調査会について
第56回	10月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・集団的消費者被害救済制度専門調査会の運営方針について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第57回	10月19日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・決済代行業について ・部会・専門調査会の審議状況について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第58回	11月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・地方消費者行政専門調査会の中間報告について ・健康食品の表示の検討について
第59回	11月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・健康食品の表示の検討について ・食品表示部会について
第60回	12月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・地方消費者行政専門調査会について ・原料原産地表示拡大の進め方について ・健康食品の表示に関する検討について
第61回	12月14日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームについて ・国民生活センターの在り方について
第62回	12月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示の検討について ・国民生活センターの在り方について
平成23年		
第63回	1月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リコール制度について ・家庭用品品質表示法（雑貨工業品品質表示規定）における浄水器に係る表示事項の見直し（告示改正）について ・原料原産地表示拡大に関する調査会の進め方について ・特定保健用食品の表示許可制度について

	日 付	主 な 内 容
第 64 回	1 月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リコール制度について ・国民生活センターの在り方について ・新開発食品調査部会について
第 65 回	1 月 18 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターの在り方について
第 66 回	1 月 21 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示の検討について ・地方消費者行政専門調査会について ・国民生活センターの在り方について
第 67 回	2 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づく国会報告について ・地方消費者行政専門調査会について
第 68 回	2 月 15 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護専門調査会の報告について ・国民生活センターの地方消費者行政への支援について
第 69 回	2 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について ・消費者基本計画の検証・評価について ・特定商取引法施行令の改正について ・地方消費者行政専門調査会について
第 70 回	3 月 8 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度について ・地方消費者行政専門調査会の報告について
第 71 回	3 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の消費者委員会の運営について
第 72 回	3 月 25 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災に関連する悪質商法 110 番」の開設について ・当面の消費者委員会の運営について
第 73 回	3 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の消費者委員会の運営について
第 74 回	4 月 1 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示に関する検討について
第 75 回	4 月 8 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政専門調査会の報告について
第 76 回	4 月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団的消費者被害救済制度専門調査会について ・投資用マンションの勧誘について
第 77 回	4 月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視及び見直しについて ・国民生活センターの在り方について
第 78 回	5 月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・国民生活センターの在り方について ・投資用マンションの勧誘について
第 79 回	5 月 31 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法に基づく国会報告について ・「消費者基本計画」の「検証・評価」(平成 22 年度)及び計画の見直しについて ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・国民生活センターの在り方について
第 80 回	6 月 7 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターの在り方について ・特定保健用食品の表示許可制度専門調査会について ・消費者基本計画の検証・評価・監視及び見直しについて
第 81 回	6 月 14 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価及び計画の見直しについて ・健康食品の表示の検討について ・特定保健用食品の表示許可制度専門調査会について
第 82 回	7 月 5 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・民法(債権関係)改正について ・原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会について ・消費者安全専門調査会について ・住宅リフォームについて
第 83 回	7 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護専門調査会について ・健康食品の表示の検討について ・有料老人ホームについて ・自動車リコール制度について
第 84 回	7 月 19 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全専門調査会の報告について ・特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の報告について ・健康食品の表示の検討について
第 85 回	8 月 2 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・司法と ADR について ・集団的消費者被害救済制度専門調査会について ・こんにやく入りゼリーについて

	日 付	主 な 内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターの在り方について
第 86 回	8 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の報告について ・ 特定保健用食品の表示許可制度について ・ 健康食品の表示の検討について ・ 年次報告について
第 87 回	8 月 23 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集团的消費者被害救済制度専門調査会の報告について ・ 財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討について ・ 個人情報保護専門調査会の報告について ・ 平成 22 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について ・ 住宅リフォームについて ・ マンションの悪質な勧誘の問題について ・ 民法（債権関係）改正について ・ 年次報告について

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の
経緯及び報告書の概要について

平成 23 年 8 月
消費者委員会事務局

1. 経緯

平成 20 年 7 月～

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた検討

- ・農林水産省（食品の表示に関する共同会議）において検討
- ・平成 21 年 9 月以降は、消費者庁において検討を継続

平成 22 年 11 月

原料原産地表示の拡大に向けた検討について

「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」については、要件 I・II に該当するものと判断され、当該品目の原料原産地を義務表示とするための加工食品品質表示基準の改正について、平成 22 年 11 月 4 日、消費者委員会へ諮問され、その諮問に対して、消費者委員会食品表示部会において審議を行った。

→消費者委員会食品表示部会において、「原料原産地表示の拡大をより進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法等について改めて議論する必要があるのではないか」との意見が多くあった。

平成 23 年 1 月～

消費者委員会は、同部会の意見を踏まえ、原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会を平成 23 年 1 月に設置、以下を調査審議させた。

(1) 義務対象品目を選定する際の基本的な考え方

「食品の表示に関する共同会議」で示された、加工食品の原料原産地表示の義務対象品目選定の際の基本的な要件の見直しの必要性、および新たな要件を設定すべきかについて検討

(2) 対象品目の候補の選定方法

原料原産地表示を義務付ける際の、具体的な品目の候補の選定方法について検討

2. 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書の概要

(1) 原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

加工食品の原料原産地表示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、JAS法という。）に基づく品質表示基準を根拠として表示義務を課している。

原材料の調達先のグローバル化に伴い、消費者にとって、食品の履歴を知る一助ともなる原料原産地に関する情報は、食品選択の重要な要素となっている。

必ずしも加工の程度が低くない食品であっても、原料の原産地が最終製品の品質の差異に影響があるものとして、義務対象品目に追加してきたこれまでの経緯もあるとの意見、近年の消費者の意識・行動の変化に応じて「品質」についての考え方も変化しつつあり、消費者の食品表示に関するニーズは必ずしも「品質」の概念におさまりきれなくなっているのではないかという意見、当初考えられていた原材料となる生鮮品の品質の差異が減少してきているものもあり、JAS法における「品質」の概念、定義を明確化するべきではないかとの意見もあった。

- ・義務対象品目を選定する際の基本的な考え方を議論する上でも、**原材料の品質が製品の品質に影響を与える程度についての議論が必要である。**
- ・**JAS法は、品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の商品選択に資することを目的とする法律であることから、同法の目的の範囲内で原料原産地表示を拡大する方策について取りまとめるとともに、消費者庁で進められている食品表示の一元的な法体系のあり方の議論の一環として、原料原産地表示の意義も含め、その議論すべきである。**

(2) 原料原産地表示の目的と進め方

(1) 目的

JAS法は、消費者の商品選択に資することを目的として品質に関する表示を義務付ける制度であり、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではない。消費者基本計画では、「消費者の権利の尊重と自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する諸施策を着実に推進することが明記されたところである。

(2) 進め方

①商品選択のための情報提供方法

原料原産地表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であるので、**消費者が商品選択時に役立つものが求められる。**原料原産地に関する情報提供方法について検討するに当たっては、各種制度も参考としつつ、**消費者が商品選択時に役立つ情報提供方法としてどのようなものが考えられるかを議論すべきである。**

②わかりやすい表示の重要性

切り替え産地を列挙する可能性表示、大括り表示、輸入中間加工品の原産地表示等の案が挙げられているが、導入の是非を検討するに当たっても、**消費者の適切な商品選択に資する観点から、わかりやすい表示とする必要があることに留意すべきである。**

③国際規格との関連性

食品衛生法ならびに JAS 法とも食品に係る法令及び通達は、国際食品規格(コーデックス規格)に準拠して制定されており、原料原産地表示についてもこれに準拠することが求められる。

④表示の実行可能性の確保

事業者の実行可能性については、頻繁な原材料の変更に伴う煩雑な作業の発生等、事業者による様々な負担を考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等を考慮して、実行可能性があることが求められる。JAS 法に基づいて原料原産地表示を義務付けると、違反した事業者に対しては指示・公表や命令等の行政措置が課されるとともに、虚偽の表示をした者は、直罰の対象ともなる。原料原産地表示の義務付けを検討するに当たっては、義務付けの基準が客観的であり、かつ、事業者にとって義務付けられた表示が実行可能なものである必要があることに留意すべきである。

(3) 加工食品の原料原産地表示義務対象品目の要件 I、II の考え方について

要件 I：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

要件 II：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品

①要件 I は、JAS 法の目的の範囲内で原料原産地表示を義務付ける限り、「品質の差異」に着目することは必須である。他方、消費者の意識・行動の変化に応じて「品質」についての考え方も変化してきたとの意見、当初考えられていた原材料となる生鮮品の品質の差異が減少してきているものもあり、JAS 法における「品質」の概念、定義を明確化すべきとの意見もあることから、消費者庁は、消費者の意識の変化等を調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

②要件 II は、50%ルールを見直すとした場合、例えば、冠商品に着目することや、原材料の重量順にいくつかの主要原材料を対象とすることなど、新たな要件を検討することも考えられる。消費者庁は、明確な要件の設定方法や事業者の実行可能性等について調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

(4) 新たな表示方法の実効性について

「切り替え産地を列挙する可能性表示」、「国産・外国産又は輸入といった大括り表示」、「輸入中間加工品の原産地表示の方法の導入」の 3 案について、調査会でも賛否両論があった。

・消費者庁は、調査会の意見を踏まえ、それぞれの表示方法に対する消費者の受け止め方や事業者の実行可能性などを調査した上で、さらに検討を進める必要がある。

(5) 原料原産地表示義務対象品目の選定方法について

パブリック・コメントを実施しても、原料農林水産物の生産者や食品事業者の要望は収斂しやすいが、消費者の多様な意見をまとめることは難しいとの意見がある。また、大前提として消費者に原料の原産地情報を提供すべきという意見、消費者からの要望の多い品目について、消費者の要望を第一にして考えることが必要であるという意見や実行可能性を担保しなくてはならないという意見のほか、事業者団体等を中心に任意表示や自主的な情報提供等による消費者へ原料原産地に関する情報を伝達する取組を促進し、一定期間後、事業者の取組状況や負担の程度を調査・分析後、義務化に向けた検討を進めるべきとの意見もあった。

・消費者庁は、これらの意見を踏まえ、消費者と事業者双方の要望がより反映される対象品目の選定方法について、さらにさまざまな工夫を行うことを検討すべきである。

(6) 食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取組の中で、さらに議論を深めるべき課題

検討に当たっては、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令について、現行制度の課題を把握するなどして、一元的な法体系のあり方が議論されることとなっており、その一環として、原料原産地表示についても検討される必要がある。

調査会で出された意見

- ① JAS法に基づく現行の仕組みの下でさらなる品目拡大を図ることには限界がある
- ② 原則としてすべての加工食品の原料の原産地を表示すべきであり、重量順に上位のものを義務化すべき
- ③ 「消費者の商品選択に資する」という趣旨を明確にすべき
- ④ 加工食品の原料原産地表示は義務化を原則とすべき
- ⑤ 食品のトレーサビリティ制度の検討とも連携すべき
- ⑥ 優良誤認についての考え方を整理すべき
- ⑦ 健康食品も含め議論すべき 等

・食品表示の一元的な法体系のあり方の議論に関して、このような観点も含め、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について、消費者・事業者等の意見を聞きつつ、現行のJAS法にとられない幅広い議論が行われ、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等が改めて設定されることを期待する。

消費者安全専門調査会報告書 概要

平成23年7月15日
消費者委員会消費者安全専門調査会

1-① 制度の概要：消費者安全法

重大事故等発生

事故情報の収集

- 製品又は役務の提供に伴って生じた事故等について、すべての行政機関、都道府県、市町村の長等は、重大事故等が発生した旨の情報を得た時は、直ちに、消費者庁長官に通知。
- それ以外の消費者事故等で被害の発生・拡大の恐れがあると認められたものについては、速やかに同長官に通知。
(以上、消費者安全法第12条第1項及び第2項参照)

事故情報の公表・活用

- 事故情報分析タスクフォースを立ち上げ、重大事故を始めとする生命・身体の安全に係る消費者事故情報について、消費者庁として独自に対応が必要な事案を抽出して、迅速・的確に分析・原因究明を行う。
- 消費者安全法第4条第3項等の規定に基づき、週1回木曜日に、前週に通知のあった重大事故情報の概要等を公表。
- 消費者安全法第15条第1項の規定等に基づき、被害の発生・拡大防止の観点から、必要に応じて注意喚起を行う。

重大製品事故発生

事故情報の収集

- 食品・医薬品・化粧品・医薬部外品、道路運送車両等を除いた消費生活用製品については、その製造事業者又は輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、10日以内に関係する情報を消費者庁長官に報告しなければならない。
(消費生活用製品安全法第35条第1項)

事故情報の分析・公表・活用

- 経済産業大臣は、重大製品事故の公表が行われるに当たって、必要があると認めるときは、NITEに、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせる。非重大製品事故に関する情報も、事業者からNITEに報告させ、消費者庁・経済産業省・NITEの三者で検討、技術基準の改正等に活用。
- 消費者庁長官は、事業者から重大製品事故の報告を受けた直後での公表は、報告受理後おおむね5日以内に公表。

収集体制

現状

- 消費者安全法に基づく行政機関からの通知に遅滞や漏れが目立つ。
- 学校や老人ホーム等の公共施設での事故、エステや美容医療、遊技場等の商業施設での事故など消費者安全法に基づく通知によって、捕捉し難いものも少なくない。

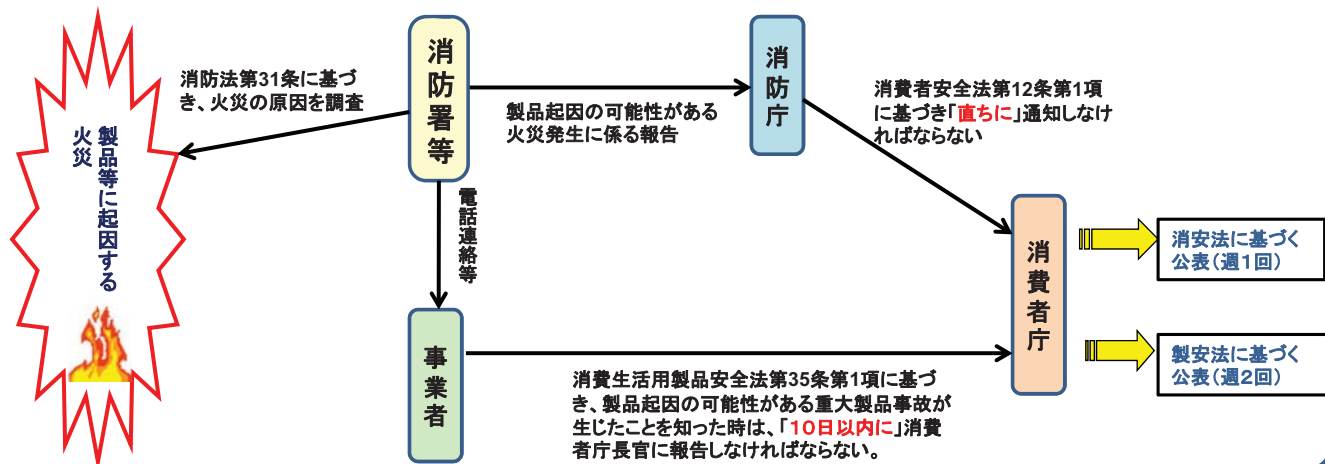
対応策

- 消費生活用製品安全法に基づく事業者からの報告や事故情報データバンクに登録された情報等を活用し、消費者安全法に基づく通知を励行するよう関係行政機関に督励。
- 消費者が事故の状況について書き込みを行い、一定の編集を経て登録されるようなデータベースの構築を検討。
- 救急車で搬送された傷病者に関する事故情報も通知しやすくなるよう、事故情報の収集範囲の拡大を検討。

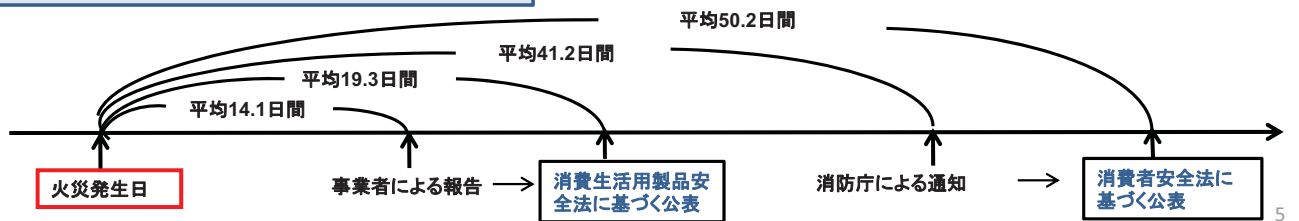
重大事故の通知等制度の運用状況について

平成23年7月
消費者委員会事務局

1. 火災が発生した場合の消費者庁への通知等の制度概要



2. 両制度の通知等の平均期間(平成23年4月～5月)



消費生活用製品安全法と消費者安全法に基づく事故情報の収集と公表状況

平成23年7月
消費者委員会事務局

【平成23年4～5月に公表された事故情報のうち、消費生活用製品安全法に基づく公表日より後に消費者安全法に基づき消費者庁に通知された事故情報 (25件)】

事故発生日	消費生活用製品安全法による事故公表日	消費者安全法による通知受理日	製品名・事故内容	火災でない事故・大震災被災県
平成23年3月7日	同年3月16日	同年3月30日	コーナータップ	
平成22年12月21日	平成23年1月18日	同年3月31日	電気ストーブ	
平成23年1月25日	同年2月1日	同年4月1日	石油給湯機	福島県
平成22年2月24日	平成23年3月12日	同年4月1日	石油ストーブ	
平成22年11月19日	同年11月30日	平成23年4月5日	空気清浄機	
平成23年3月18日	同年4月1日	同年4月6日	エアコン(室外機)	
平成23年2月14日	同年3月4日	同年4月8日	電気ストーブ	
平成23年3月17日	同年4月1日	同年4月8日	電気洗濯乾燥機	
平成23年1月13日	同年2月10日	同年4月11日	電話交換機	
平成23年2月16日	同年3月8日	同年4月11日	石油ストーブ(密閉式)	
平成23年2月2日	同年2月15日	同年4月12日	電気温風機	
平成23年3月3日	同年3月16日	同年4月13日	電気ストーブ	
平成23年1月20日	同年2月1日	同年4月20日	ノートパソコン	
平成23年3月29日	同年4月8日	同年4月25日	石油給湯機	
平成23年3月1日	同年3月8日	同年5月2日	石油給湯機	
平成23年4月14日	同年4月22日	同年5月6日	電気シェーバー	
平成23年1月21日	同年2月8日	同年5月6日	油だき温水ボイラ	
平成23年3月18日	同年4月26日	同年5月9日	投げ込み式湯沸器	
平成22年9月18日	同年10月8日	平成23年5月9日	テレビ(ブラウン管型)	
平成23年3月3日	同年3月16日	同年5月10日	電気ストーブ	
平成23年4月9日	同年4月22日	同年5月11日	石油給湯機付ふろがま	
平成23年1月6日	同年5月13日	同年5月16日	システムキッチン	キャビネットの扉に接触した際、負傷(重傷)。
平成23年1月23日	同年2月4日	同年5月16日	電気カーペット	
平成23年3月1日	同年3月16日	同年5月19日	照明器具	宮城県
平成23年4月17日	同年5月13日	同年5月19日	カセットコンロ	

主な施設別の事故情報の通知義務状況

平成23年7月
消費者委員会事務局

主な施設	主な関係法令	事故に係る通知体制	主な施設	主な関係法令	事故に係る通知体制
保育所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号)	なし 。児童福祉施設最低基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)において転落事故防止設備設置を義務付け。	要介護者	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)	入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡する義務。 入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡する義務。
知的障害児	児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十八号)	施設は、施設支援の提供による事故の発生について速やかに都道府県に連絡を行わなければならない。	障害者	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)	利用者に対する介護の提供により事故が発生した場合には、都道府県及び市町村に連絡する義務。
小中高校	学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)	なし 。学校での事故等で危害が生じた場合の回復支援措置等が義務となっているのみ。なお、消費者庁及び文部科学省から各都道府県等教育委員会総務担当課宛てに「消費者事故等の通知について」(事務連絡平成21年9月1日)がなされているが、平成22年度の通知件数は全国合計で数件に止まっている。	高齢者	公的施設 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年七月一日厚生省令第十九号) 有料老人ホーム 老人福祉法施行規則(昭和三十三年七月十一日厚生省令第二十八号)	入所者の処遇により事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡する義務。 なし 。日常生活上の便宜供与により事故が発生した場合、事故の状況・処置について帳簿に記録しなければならない。 なお、都道府県の担当官によれば、「管轄している老人ホームが多過ぎて、数年に1度検査するだけでも手一杯で各ホームの状況を十分に把握するのは難しい。」としている。

現行制度上の問題点：

- ・ 公共的施設での事故について、地方自治体への通知を義務付ける法令がない場合もある。
- ・ 商業施設や各種サービス施設の多くは、特段法令上の通知義務がない。

7

2-② 重大事故情報に係る収集・分析・活用について

平成23年7月
消費者委員会事務局

緊急を要する事故情報の収集・公表

現 状

- 消費者安全法に基づく通知の遅滞や事業者名漏れがみられる。
- 毎週木曜日の定例公表では、前週の通知情報を公表するのが原則。
焼肉酒家えびす食中毒事件においても、この原則に則った対応が行われた。

対 応 策

- 食中毒情報等の緊急を要する事故情報については、事業者名等の通知漏れや、通知の遅滞等について、日ごろから、関係省庁を通じて改善を要請。
- 緊急を要する事故情報については、毎週木曜日の定例公表にこだわらず、必要に応じて速報を出すことを積極的に行う。
- 事実関係未詳であっても迅速に公表できるよう、公表の基本要領について、担当官が容易に判断できるよう基準を明確化。

8

「焼肉酒家えびす食中毒事件」における事故情報通知・公表について

平成23年7月
消費者委員会事務局

日付	福井県	富山県	横浜市	厚生労働省	消費者庁
4/26 (火)	病院から届出。				
27 (水)	厚労省に報告。↓	病院から届出、厚労省に報告。 <i>事業者名を公表。</i>		富山県から報告。福井県から報告。	厚労省から富山県の報告を通知。
28 (木)		<i>生肉料理を避けるよう県民啓発。</i>	市内の店舗に立入検査。		厚労省から事業者名なしで福井県の報告を通知。事業者名について問い合わせしていなかった。 <i>消費者安全法の定例の公表日の原則に基づき「焼肉酒家えびす食中毒事件」については公表せず。</i>
30 (土)		駅南店の患者の菌がO111と判明し厚労省に報告。		富山県から報告。	厚労省から富山県の報告を通知。
5/2 (月)	富山県の患者の菌とDNAが一致する旨厚労省に報告するとともに、 <i>事業者名を公表。</i>			福井県から報告。	大臣会見で、厚労省に消費者安全法第14条第1項の依頼をした旨公表。 <i>全体的な注意喚起として「集団食中毒の発生を受けた食中毒予防に関する御願い」を公表したため、個別の事業者名は公表せず。</i>
3 (火)			横浜市も同様の患者4名がいる旨厚労省に報告。 <i>事業者名とともに食中毒発生の公表</i>	横浜市から報告。	厚労省から福井県と横浜市の報告を通知
12 (木)					<i>定例の公表において富山、福井両県の分についてのみ公表。</i>
16 (月)			横浜市の店舗分もDNAが一致したため、公表。		
19 (木)					<i>定例の消費者安全法では公表せず。</i>
26 (木)					<i>定例の消費者安全法の公表において、横浜市の分についても事業者名を公表。</i>

※上記事件の問題点

①福井県からの通知について、事業者名漏れを放置し、問い合わせをしなかった。その結果、富山県の事故と突合する機会を失った。

③富山県からの通知は4月28日には届いていたが、公表されたのは、5月12日であった。

②県や厚生労働省からの通知は既公表分ながら、度々遅滞が発生。特段、改善要請等をしなかった。

④消費者庁による生肉に係る注意喚起も、富山県の4月28日の注意喚起から4日遅れた5月2日となった。

9

2-③ 重大事故情報に係る収集・分析・活用について

平成23年7月
消費者委員会事務局

効果的な注意喚起

現状

- 国・事業者がリコールを公表しても、回収率が上がらず、事故が続発する事例もある。
- 消費者庁各課が注意喚起を公表し、ホームページ上の各課のサイトにばらばらに掲載。
- 中小企業や、倒産企業の商品・役務については、事業者自らがリコールの周知を行うことは困難。

対応策

- 「消費者の意識・行動を変えるような注意喚起」という観点から、事故商品・役務と類似した商品・役務群全体について商品テスト等を行い、結果を公表。
- 消費者安全法第15条第1項に基づく注意喚起と、それ以外の場について、対応方針を明確化。
- 消費者庁のホームページの中で、注意喚起のページを一元的に固定化し、消費者にとっても検索しやすいものとする。

10

消費者庁からの主な注意喚起情報一覧(平成23年1~3月)

平成23年7月
消費者委員会事務局

注意喚起日	件名 (※消費者庁としては、注意喚起としていない事案、身体・生命に関するものでない財産事案について、も中核に注意喚起とみられる事案について一部含んでいる。)	消費法に基づく消費者事故等の通知及び消費法に基づく重大製品事故の報告を踏まえ、消費者被害の防止の観点からの注意喚起	その他情報提供の注意喚起	事故情報分析タスクフォースにて検討	消費者庁ホームページ掲載場所	注意喚起先	消費者庁から関係機関等への対応等の要請通知先	事業者名	内容・状況
平成23年1月17日	飲食物に似ている商品の誤飲・誤食に注意	○			ご注意ください。消費者情報課	消費者	—	—	液体のペットボトル入り入浴剤
平成23年1月21日	国民生活センターや消費者庁を名乗る電話等について		○		消費者情報課	消費者	—	—	
平成23年1月22日	鳥インフルエンザに関する情報について		○		政策調整課	消費者	—	—	
平成23年1月31日	自転車幼児座席リコール実施の周知に関する協力要請				ご注意ください	消費者、市町村に対する周知のお願い。	各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課並びに国セン及び消セン	事業者名公表	幼児の足が車輪に巻き込まれる重傷を負う事故37件。平成22年9月よりリコール実施。リコール後も重傷4件を含む10件の負傷事故。回収率14.5%。
平成23年1月31日	エア遊具の事故防止に関する地方公共団体及び関係事業者に対する要請について			○	消費者情報課	市町村に対する周知のお願い。	各都道府県知事・各政令指定都市市長、各エア遊具事業関係者	—	平成22年11月23日に発生した事故を契機とした事故防止の取り組み
平成23年2月4日	医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について				政策調整課	施設管理者へ都道府県を通じて周知徹底依頼	厚生労働省に要請	事業者名公表	
平成23年2月9日	除雪機の取り扱いに注意		○		ご注意ください。消費者情報課	消費者	—	—	平成22年11月より医療機関ネットワーク事業の参画医療機関から事故情報が2件。
平成23年2月17日	パワーウィンドによる指等の挟込み事故	○			政策調整課	消費者	—	—	平成22年12月16日、「パワーウィンドウによる挟込み事故に関する検討会まとめ」のプレスリリースによる注意喚起、平成23年2月17日に再度、注意喚起。
平成23年2月21日	テレビ台(強化ガラス製)のガラスが割れる事故について		○		ご注意ください。消費者安全課	消費者	—	事業者名公表	
平成23年2月22日	クーポン共同購入ウェブサイトにおける表示の適正化について				表示対策課	—	事業者に要請	事業者名公表	
平成23年2月23日	消費者庁を騙る悪質な勧誘にご注意ください		○		ご注意ください	消費者	—	—	
平成23年2月24日	ベビーカーを安全に使用するための日常点検の呼び掛けについて		○		政策調整課	消費者	—	—	
平成23年2月24日	乳児用おしゃぶり玩具製品「SASSY リフレッシュ・リングス」についてのお知らせ		○		政策調整課	消費者	—	—	
平成23年2月28日	インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について				食品表示課	—	ショッピングモール運営事業者	—	
平成23年3月4日	乗用車用フロアマットの取扱い等に関する注意喚起について		○		ご注意ください	消費者	—	事業者名公表	アメリカでのセーフティ・キャンペーンの対象を拡大
平成23年3月11日	自転車用幼児座席の足乗せ部の破損・脱落について		○		ご注意ください。消費者安全課	消費者	—	一部事業者名公表	リコール実施中の注意喚起
平成23年3月18日	商品券(プリペイドカード)の払い戻しについて				ご注意ください	消費者	—	—	
平成23年3月18日	消費者庁職員を名乗った勧誘について		○		消費者情報課	消費者	—	—	
平成23年3月18日	震災に関する義捐金詐欺にご注意ください		○		震災	消費者	—	—	
平成23年3月18日	携帯電話等によるインターネット利用に関連するトラブルについて		○		消費者情報課	消費者	—	—	
平成23年3月31日	住宅の修理工事等の勧誘を受けた時は工事の内容や契約条件をよく確認しましょう		○		震災	消費者	—	—	
平成23年3月31日	マクラレン社製ベビーカーの挟込み事故の防止について		○		政策調整課	消費者	—	事業者名公表	安全対策カバーの無料配布実施の再案内
平成23年3月31日	消費者の皆様へ～東日本大震災に伴う容器入り飲料水(ミネラルウォーター)		○		食品表示課、震災	消費者	—	—	

11

3 誤使用でも多発している事故・非重大事故情報

平成23年7月
消費者委員会事務局

関係情報の収集・分析・活用

現 状

- 誤使用であっても多発している事故情報や、高齢者や子供に特有の事故情報等の収集・分析が一部の製品等に限定されている。
- 事故情報データベースに蓄積されている3万件のデータがどのように整理・分析され、事故情報分析タスクフォースで取り上げられることになったかが不明確。

対 応 策

- 誤使用の可能性もあり、製品起因であるかどうか判断が困難な事故情報等として収集している「参考情報」の収集基準を明確化し、これまでの蓄積を踏まえて具体的な事例を示す。
- 事故情報分析タスクフォースでの事案選択基準を明確化。
- 誤使用とみられる事故等が多発した製品・役務について、その提供事業者に対し、事故情報を提供し、一定期間内での対応等を求めるような運用体制・法制等について検討。
また、分析結果を関係事業者団体等での基準策定に活用。

12

消費者庁の体制強化・外部機関の活用

現 状

- どの分野のどの事故情報について、漏れや遅滞があるのか等を、常時点検し、可能な限り網羅的に情報収集する体制にはない。
- 緊急な対応を要する事故情報については、所管省庁で分析した結果を踏まえて対応。
- 事故が発生する都度、どの関係機関に協力を依頼するか等を判断。

対応策

- 関係法令に基づく通知や報告情報、事故情報データベースに登録された情報を効果的に突合し、情報の洩れ等を洗い出すための体制を整備強化。
- 緊急な対応を要する事故情報を、迅速に分析し、必要に応じて関係省庁に対する措置請求等ができるような分析体制を強化し、関係機関とも連携。
- 関係機関との連携を定める消費者安全法の各規定の発動要件を詳細に定めておき、重大事故が発生した場合、直ちに連携して分析・注意喚起に当たれるよう体制を整備。